

## 意見書

平成21年8月10日

総務省情報流通行政局

放送政策課 御中

郵便番号 102-8460

住所 ちよだく いいざばし  
千代田区飯田橋3-10-10

氏名 め であ ふろー じゃ ばん しかく ながしき がい しゃ  
メディアフロージャパン企画株式会社

だいいちとうとりにしまりやくしやちよう ますだ かずひこ  
代表取締役社長 増田 和彦

「携帯端末向けマルチメディア放送の実現に向けた制度整備に関する基本的方針(案)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

該当箇所		意見等	
1頁	前文	<p>(前略)</p> <p>他方、携帯端末向けマルチメディア放送については、携帯端末による受信という受信形態を想定して様々な事業者が柔軟にその創意工夫を発揮することにより、受信者ニーズに適合した多様で魅力的なコンテンツの提供が期待されるものである。このため、規律の検討に当たっては、限られた周波数を利用して多様な事業者が参入し、映像・音響・データ等の様々な情報を柔軟に組み合わせて放送番組を提供できるような枠組みとすることが必要である。</p> <p>(後略)</p>	<p>携帯端末向けマルチメディア放送に関する今後の制度整備にあたっては、映像・音響・データ等の様々な情報を柔軟に組み合わせることで放送番組を提供できるような枠組みとすることに加え、当該放送が急速な技術革新や流動的な事業環境下で実現されることを踏まえ、事業運営上の自由度や、将来にわたっての利用者ニーズへの対応の柔軟性を最大限確保することが重要であると考えております。</p>
3頁	2 無線局の免許(開設計画の認定)に係る制度整備 (3)開設計画の認定の審査	<p>①特定基地局の配置及び開設時期</p> <p>ア 全国向け放送に係る基準</p> <p>(ア) 開設計画の認定の日から5年以内に、全国での世帯カバー率が百分の九十以上になるように特定基地局を配置すること。</p> <p>(イ) 開設計画の認定の日から5年以内に、全国でできるだけ均衡のとれた形で受信できる環境を整備するため定める基準を満たすよう特定基地局を配置すること。</p> <p>(ウ) (ア)及び(イ)により配置する特定基地局のうち一定のものを配置すべき時期に係る基準を満たすこと。</p> <p>イ 地方ブロック向け放送に係る基準 (略)</p> <p>ウ 鉄道、自動車等により視聴者が移動した場合にも受信できる環境を整備するため定める特定基地局の配置及び開設時期に係る基準を満たすこと。</p>	<p>特定基地局の配置及び開設時期に関する基準については、各基準を組合せた結果が実質的な内容となるよう、利用者利便や事業性等を総合的に勘案して整備される必要があると考えます。</p>

4頁	3 委託放送業務の認定に係る制度整備 (2) 認定の審査	<p>①表現の自由の享有</p> <p>携帯端末向けマルチメディア放送に係る委託放送業務の認定の申請をしようとする者(以下「申請者」という。)に係る放送法第52条の13第1項第3号の基準(以下「表現の自由享有基準」という。)については、以下のような考え方により検討を行う。</p> <p>ア 全国向け放送に係る委託放送業務</p> <p>(7) 一の地上放送事業者等(地上放送事業者、地上放送事業者を支配する者又はこれらの者に支配される者をいう。以下同じ。)が三分の一以上の議決権を有する申請者については表現の自由享有基準に合致しないものとする。</p> <p>(イ) (7)の基準を満たす申請者のうち、当該地上放送事業者等の有する議決権が十分の一以下であるものを優先するものとする。</p> <p>イ 地方ブロック向け放送に係る委託放送業務</p> <p>(略)</p> <p>ウ ア及びイに掲げるもののほか、別途実施する参入希望調査の結果等も踏まえつつ、放送の多元性の確保その他放送の普及及び健全な発達を図る観点から、表現の自由の享有に係る制度を整備する。</p>	<p>携帯端末向けマルチメディア放送に関して、表現の自由享有基準の緩和方針が出されたことに賛意を表します。今後も、携帯端末向けマルチメディア放送の円滑な導入を促進する制度整備が行われることを希望致します。</p>
5頁	3 委託放送業務の認定に係る制度整備 (2) 認定の審査	<p>⑤新規コンテンツの占める割合</p> <p>⑥いわゆるコマーシャルやショッピング番組等の占める割合</p>	<p>コンテンツの内容や編成については、放送事業者が利用者ニーズを踏まえて柔軟に決定できるような制度整備がなされることを希望致します。</p> <p>コンテンツの内容や編成については、放送事業者が利用者ニーズを踏まえて柔軟に決定できるような制度整備がなされることを希望致します。</p>

平成 21年8月10日

総務省情報流通行政局  
放送政策課 御中

郵便番号 105-7304  
住所 東京都港区東新橋一丁目9番1号  
氏名 モバイルメディア企画株式会社  
代表取締役社長 矢吹 雅彦

郵便番号 105-7317  
住所 東京都港区東新橋一丁目9番1号  
氏名 ソフトバンクモバイル株式会社  
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

当該意見募集に関しまして、今回このような意見募集の機会を設けていただいたことに、厚く御礼申し上げます。

「携帯端末向けマルチメディア放送の実現に向けた制度整備に関する基本的方針(案)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

尚、問い合わせ等は、下記連絡先で対応いたしますので、宜しくお願いいたします。

## 意見書（要旨）

1. 無線局免許（開設計画）の認定を受けることが出来る事業者（ハード事業者）の数を1とする方針を明記すべきである。
2. 広くあまねく置局すべきであり、全国の世帯カバー率90%以上に賛同する。
3. 地方ブロック向け放送も全国向け放送と同一のカバー率基準とするべきである。
4. ハード事業とソフト事業に同じグループが参入した際、独占禁止法に関わる事項が起こらないようハード事業の透明性を確保し、同じグループのソフト事業者を優遇出来ないような措置を本方針に明記すべきである。

## 意見書

該当箇所	意見
2. 無線局の免許(開設計画の認定)に係る制度整備	<p>(意見1) 無線局免許(開設計画)の認定を受けることが出来る事業者(ハード事業者)の数を1とする方針を明記すべきである。</p> <p>本項目において、無線局免許(開設計画)の認定を受けることが出来る事業者(ハード事業者)の数を1とする方針を明記すべきであると考えます。</p> <p>懇談会報告書においては事業者の数は「全体の設備投資額が少なくなること、ガードバンドの確保が原則不要となり周波数の有効利用に資することとの観点からは、ハード事業者の数を1とすることが適当である。他方、サービスエリアのカバー率や屋内での受信環境の向上等について競争の効果が期待されること、現時点で参入を検討している事業者はハード事業者が複数(二重投資)となっても事業性を確保できると考えていることを踏まえれば、ハード事業者の数を2とすることも考えられる。」となっていました。周波数の効率的な利用とエリアカバーを全国あまねく確実に実施するために、一つの事業者に割り当てることが望ましいと考えます。</p>
2. (3) ① ア 全国向け放送に係る基準 (ア) 開設計画の認定の日から5年以内に、全国での世帯カバー率が百分の九十以上になるように特定基地局を配置すること。	<p>(意見2) 広くあまねく置局すべきであり、全国の世帯カバー率90%以上に賛同する。</p> <p>放送は国民に最大限に普及させる必要があり、広くあまねく置局することが望ましいため、特定基地局の配置及び開設時期を5年以内に全国の世帯カバー率を90%以上とする今回の方針に賛同いたします。エリアのカバーを出来るだけ広く実施する必要があり、本方針においては最低限の90%以上に設定すべきであると考えます。</p>
2. (3) ① イ 地方ブロック向け放送に係る基準 (ア) 開設計画の認定の日から5	<p>(意見3) 地方ブロック向け放送も全国向け放送と同一のカバー率基準とするべきである。</p> <p>携帯端末向けマルチメディア放送としては全国向け放送も地域ブロック向け放送も同じ放送であり、基準に係る差をなくすべきであると考えます。地方ブロック向け放送も全国向け放送と同一のカバ</p>

該当箇所	意見
<p>年以内に、各放送対象地域に割り当てる周波数帯域幅や事業性等を踏まえ定める世帯カバー率の基準を満たすよう特定基地局を配置すること。</p>	<p>一率等の基準にするべきであると考えます。</p>
<p>4. その他の事項</p>	<p>(意見4) ハード事業とソフト事業に同じグループが参入した際、独占禁止法に関わる事項が起こらないようハード事業の透明性を確保し、同じグループのソフト事業者を優遇出来ないような措置を本方針に明記するべきである。</p> <p>人為的に他の事業者の事業活動を排除することや支配することにより市場支配力を行使する私的独占は独占禁止法上禁止されている行為が起きないよう、本方針においては本項目に「4. その他の事項(独占禁止に関わる規律)」を設定するべきであると考えます。</p> <p>ハード事業とソフト事業に同じグループが参入した際、独占禁止法に関わる事項が起こらないようハード事業の透明性を確保し、同じグループのソフト事業者を優遇出来ないような措置を本方針に明記するべきであると考えます。</p>

以上

## 意見書

平成21年8月10日

総務省情報流通行政局  
放送政策課 御中

郵便番号 107-8077

(ふりがな) とうきょうとみなとくきたあおやま

住所 東京都港区北青山2-5-1

(ふりがな) いたうちゅうしょうじかぶしきかいしゃ

氏名 伊藤忠商事株式会社

情報通信・メディア部門長代行 横田純平

「携帯端末向けマルチメディア放送の実現に向けた制度整備に関する基本的方針(案)」  
に関し、別紙のとおり意見を提出します。



該当箇所	意見
<p>1 全体的な方針</p>	<p>特定基地局の配置に伴い、受託事業者には相当の資金負担がかかることを考慮し、受託事業者が優先的に委託事業者となれるような配慮がされても良いのではないかと考えます。</p>
<p>2 無線局の免許(開発計画の認定)に係る制度整備</p> <p>(3)開設計画の認定の審査</p> <p>①特定基地局の配置及び開設時期</p> <p>ア 全国向け放送に係る基準</p> <p>ウ 鉄道、自動車等により視聴者が移動した場合にも受信できる環境を整備するため定める特定基地局の配置及び開設時期に係る基準を満たすこと。</p>	<p>方針(案)序文に記述されている通り、“多くの国民にできるだけ速やかに還元される”という考え方に基づく方針と理解しますが、一方持続的且つ安定的な業務を行う為には、各事業者の事業が採算性の取れるものとなり、事業計画の確実性が担保される必要があると考えます。</p> <p>5年間という短期間での世帯カバー率 90%は非常に高いハードルと思われまますので、世帯カバー率の設定、特定基地局の配置基準の設定に関しては、努力目標とする等の柔軟な基準にして頂ければと考えます。</p> <p>“全国でできるだけ均衡のとれた形で受信できる環境を整備するために定める基準”についても、各地域で一律の基準を設けるのではなく、地理的条件を考慮する等の配慮が必要と考えます。</p> <p>鉄道、自動車等により視聴者が移動した場合にも受信できる環境を整備する基準についても同様柔軟な基準とすべきと考えます。</p>
<p>2 無線局の免許(開発計画の認定)に係る制度整備</p>	<p>受託事業者が複数存在する場合、マーケットが細分化され、流通する</p>

<p>(3)開設計画の認定の審査 ③電波の能率的な利用を確保するための技術</p>	<p>コンテンツが重複し、結果として、市場拡大の阻害要因となることを懸念します。受託事業者を1社とすることで関連事業者のリソースも集中でき、結果として経済への波及効果が得られると考えます。</p>
<p>3 委託放送業務の認定に係る制度整備 (1)委託して行わせる放送に係る周波数</p>	<p>新たな技術の導入を踏まえた放送サービスである為、技術方式を考慮した柔軟な割当方法として頂きたい。</p>
<p>3 委託放送業務の認定に係る制度整備 (2)認定の審査</p>	<p>委託放送業務の認定の為に種々審査項目を設定する趣旨には賛同します。但し実際の審査に際しては、各項目について画一的な基準をもって行うのではなく、委託放送事業者が柔軟なコンテンツの編成を行えるよう弾力的な基準とする様、配慮頂きたい。</p> <p>複数のソフト事業者により過当競争となり事業性を損なう恐れがないよう割り当てる事業者数は、必要最小限とすべきと考えます。</p>

## 意見書

平成 21 年 8 月 10 日

総務省情報流通行政局  
放送政策課 宛

郵便番号:150-0001

住 所:東京都渋谷区神宮前一丁目4番16号

氏 名:株式会社キッズステーション

代表取締役社長 渡辺 喜久

「携帯端末向けマルチメディア放送の実現に向けた制度整備に関する基本的方針(案)」  
に関し、別紙のとおり意見を提出します。

該当箇所	ご意見
全体への意見	<p>携帯端末向けマルチメディア放送の制度整備に関する基本的方針(案)に対し賛意を表します。</p> <p>今後は、委託放送・受託放送業務の認定に於いて、多様なサービス提供事業者が参入可能となるよう、柔軟な制度整備が実施されることを期待します。</p>

## 意見書

平成21年8月10日

総務省情報流通行政局  
放送政策課 御中

郵便番号:107-0062

(とうきょうとみなとくみなみあおやまいちゅうめいちばんいちごう)

東京都港区南青山一丁目1番1号

(しんあおやまびるにしかんじゅうはちかい)

新青山ビル西館18階

(くあるこむじゃばんかぶしきかいしゃ)

クアルコムジャパン株式会社

(やまだじゆん)

代表取締役社長兼会長 山田純

「携帯端末向けマルチメディア放送の実現に向けた制度整備に関する基本的方針(案)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

【別紙】

該当箇所		意見等
全体		<p>携帯端末向けマルチメディア放送に関する今後の制度整備については、そのサービスと技術の発展と進化に支えられた事業拡大と受信者利益を最大化するため、柔軟且つ自由な事業運営が担保される規律が整備されることを希望します。</p>
1頁	前文	<p>(前略)</p> <p>他方、携帯端末向けマルチメディア放送については、携帯端末による受信という受信形態を想定して様々な事業者が柔軟にその創意工夫を発揮することにより、受信者ニーズに適合した多様で魅力的なコンテンツの提供が期待されるものである。このため、規律の検討に当たっては、限られた周波数を利用して多様な事業者が参入し、映像・音響・データ等の様々な情報を柔軟に組み合わせて放送番組を提供できるような枠組みとすることが必要である。</p> <p>(後略)</p>
3頁	<p>2 無線局の免許 (開設計画の認定)に係る制度整備 (3)開設計画の認定の審査</p>	<p>①特定基地局の配置及び開設時期</p> <p>ア 全国向け放送に係る基準</p> <p>(7) 開設計画の認定の日から5年以内に、全国での世帯カバー率が百分の九十以上になるように特定基地局を配置すること。</p> <p>(イ) 開設計画の認定の日から5年以内に、全国でできるだけ均衡のとれた形で受信できる環境を整備するため定める基準を満たすよう特定基地局を配置すること。</p> <p>(ウ) (7)及び(イ)により配置する特定基地局のうち一定のものを配置すべき時期に係る基準を満たすこと。</p> <p>イ 地方ブロック向け放送に係る基準 (略)</p> <p>ウ 鉄道、自動車等により視聴者が移動した場合にも受信できる環境を整備するため定める特定基地局の配置及び開設時期に係る基準を満たすこと。</p>
		<p>特定基地局の配置及び開設時期に関する基準については、現実的且つ柔軟な事業運営が可能となる基準として整備される必要があると考えます。</p>

5頁	3 委託放送業務 の認定に係る制 度整備 (2) 認定の審査	③新規コンテンツの占める割合 ⑥いわゆるコマーシャルやショッピング番組等の占める割 合	コンテンツ、番組規律に関しては、 その内容や編成については、放送 事業者が利用者ニーズを踏まえて 柔軟に且つ主体的に決定できるよ うな制度整備がなされることを希望 致します。
----	-----------------------------------------	---------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------

意見書

平成 21 年 8 月 10 日

総務省 情報流通行政局  
放送政策課 御中

郵便番号 107-0052

住<sup>(みりがな)</sup>所 東京都港区赤坂一丁目14番14号

氏<sup>(みりがな)</sup>名 スカパーJSAT株式会社

代表取締役執行役員社長 秋山 政徳

「携帯端末向けマルチメディア放送の実現に向けた制度整備に関する基本的方針(案)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。



## 別紙

該当箇所	意見
総論	限られた貴重な周波数を利用して実現を図る新たな放送であることから、一定の規制や競争環境の整備は必要と考えますが、いわゆるワンセグ放送をはじめとする既存メディアとの競争も想定される中、需要予測が難しい面もあり、リスクの高い事業といわざるを得ません。このため、事業者に対する制約は極力排除することで事業の継続性・発展性を担保することが望ましいと考えられることから、以下、過度な制約となる可能性がある事項につき意見します。
1 全体的な方針 (2) 参入の枠組み	「受託放送・委託放送制度」を採用することに異論はありませんが、事業として成功させるためには両者が車の両輪となり、有料放送管理事業者も含めて普及促進に一丸となる必要があることから、兼業の是認を含め柔軟な制度設計にすべきと考えます。
2 無線局の免許(開設計画の認定)に係る制度整備 (3) 開設計画の認定の審査 ①特定基地局の配置及び開設時期 ア 全国向け放送に係る基準 イ 地方ブロック向け放送に係る基準 ウ 鉄道、自動車等により視聴者が移動した場合にも受信できる環境を整備するために定める特定基地局の配置及び開設時期に係る基準を満たすこと。	「5年以内に全国での世帯カバー率が90%以上になるように特定基地局を配置する」、「全国でできるだけ均衡のとれた形で受信環境を整備する」、「鉄道、自動車等により視聴者が移動した場合の受信環境を整備する」といった基準については、需要と供給のバランスを超えた過度な設備投資による事業採算悪化を招く虞があることから、②項に示された「事業計画の確実性」を担保する意味でも、「目安」程度の位置づけにすることが望ましいと考えます。
3 委託放送業務の認定に係る制度整備 (1) 委託して行なわせる放送に係る周波数	複数の委託放送事業者に参入機会を与えることは重要ですが、事業者数が多すぎると一事業者の自由度が制約され、事業全体の方針等の意思統一にも支障を来す虞があることから、必要最小限の事業者数を想定し制度整備すべきと考えます。

別紙

意見書

平成 21 年 8 月 10 日

総務省情報流通行政局  
放送政策課 御中

郵便番号 104-0031

(ふりがな)

住所

とうきょうとちゆうおうくきょうぼし  
東京都中央区京橋 2-5-7

にっとうち  
日土地ビル 8 階

(ふりがな)

氏名

ざいだんほうじん どうろこうつうじょうほうつうしん  
財団法人 道路交通情報通信

システムセンター

理事長 もり した よう いち  
森 下 洋 一

「携帯端末向けマルチメディア放送の実現に向けた制度整備に関する基本的方針（案）」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

別紙

該当箇所	意見
	<p>当財団(以下「VICSセンター」という)は、現在全国でFM多重放送(NHK FM放送の多重)を用いて道路交通情報を放送しています。平成8年の放送開始以来、2300万台以上のカーナビ装置(車載機)に対して、道路の渋滞情報、規制情報などを提供する公共的なサービスとして定着しています。しかし、FM多重放送によるサービスでは、伝送容量などに限りがあり、増大する情報提供ニーズに応じきれない状態となっているため、これに替わる放送メディアとして「携帯端末向けマルチメディア放送」の利用に期待をしています。</p> <p>「受託放送・委託放送制度」を採用するなどとする基本方針については賛成いたしますが、確認および要望を含めて以下の点についてコメントを出します。</p>
<p>1 全体の方針 (2)参入の仕組み「受託放送・委託放送制度」について</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ VICSセンターは委託放送事業者として、全国で地方ブロック毎に道路交通情報提供する放送を検討していますが、地方ブロック向け放送においても、全国のサービス拡大が速やかに行われ、全国均衡して普及することが望ましいと考えます。受託放送事業者としては、全国で、1つの事業者とし、全地方ブロックで統一された技術的インターフェースと料金体系が望ましく、公共性が高く経営基盤が強固な事業者が主体となって設立、運営されることを希望します。</li> <li>➢ 委託放送事業者としての事業性を検討する上でも受託放送事業者の決定を早期に実現していただけるよう希望します。</li> </ul>
<p>2 無線局の免許にかかわる制度整備 (2)周波数の使用について</p>	<p>地方ブロック向け放送については、全国を7ブロックに分けることが前提となっています。しかし、地域ごとに必要とされる総伝送量が異なることも予想され、特に情報の集中が考えられる地区(例:関東・甲信越地区)においては、ブロック内をさらに細分化する、またはチャンネルプラン上で割り当てられる総伝送容量に配慮する、あるいはFM放送帯域のうち現在テレビ放送第1chのガードバンドとして空いている帯域を技術的条件が許せば有効活用</p>

	<p>するなどの検討を提案いたします。</p> <p>➤ 「携帯端末向けマルチメディア放送」ならではの特徴を活かした移動体向けサービスの場合は、世帯カバー率のほかに、全国幹線道路の総延長キロ数に対する<u>キロ数カバー率</u>などについても考慮して送信条件を決定する方法もあると考えます。</p>
<p>3 委託放送業務の認定に係る制度整備 (2) 認定の審査について</p>	<p>マルチメディア放送サービスの導入後も既存のFM多重放送対応の車載機へのサービス維持のために、一定期間(10~15年程度)のFM多重放送とマルチメディア放送の同時サービスの提供を認めていただけるようお願いいたします。</p>

意見書

平成 21 年 8 月 10 日

総務省情報流通政策局  
放送政策課 御中

郵便番号 107-0062

とうきょうとみなとくみなみあおやま 5-10-2 だい2くようびる2かい

住所 東京都港区南青山 5-10-2 第2九曜ビル 2F

びるこむかぶしきがいしゃ

氏名 ビルコム株式会社

おおたしげる

代表取締役 兼 CEO 太田 滋

「携帯端末向けマルチメディア放送の実現に向けた制度整備に関する  
基本の方針(案)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

該当箇所	意見
3 委託放送業務の認定に係る制度整備 (2) 認定の審査について	既存の枠にとらわれない放送・サービス・ビジネスモデルを提供できるよう、多様な事業者が参入できるような制度の整備を希望いたします。 「各放送対象地域において指定することができる周波数が不足する場合」において、各事業者が希望する必要帯域をそのまま適用し比較審査するだけでなく、各事業者の要望及び放送の多元性の確保のために各事業者が利用する帯域を調整しながら審査していくような柔軟な審査を希望いたします。
3 委託放送業務の認定に係る制度整備 (2) 認定の審査 ⑤新規コンテンツの占める割合について	多様な事業者が多様なサービスの展開を実現できるように、「新規コンテンツ」の割合だけでなく、どのような新規コンテンツなのか（番組内容だけでなく、新しい枠組みのサービスである、国民のニーズに適合しているなど）というところにも考慮いただくことを希望します。

## 意見書

平成21年8月10日

総務省情報流通行政局  
放送政策課 御中

郵便番号：100-0004

とうきょうとちよだくおおてまち

住所：東京都千代田区大手町一丁目2番1号

みついぶっさんかぶしきかいしゃ

名称：三井物産株式会社

(代表者：代表取締役社長 飯島 彰己)

「携帯端末向けマルチメディア放送の実現に向けた制度整備に関する基本的方針(案)」に  
関し、別紙の通り意見を提出します。

該当箇所	意見
全般	<p>アナログ放送跡地における、国民の貴重な財産である電波を活用したマルチメディア放送を収益事業として成功させるには、全国向け放送及び地方向けブロック放送いずれにおいても受信端末の早期普及が必要条件であると考えられる。昨今の情報化社会における国民の生活環境を鑑みるに、受信端末として携帯電話端末並びに車載機は、なくてはならない基幹インフラとなってきたと考えられ、最低両端末においては全国向け・地方ブロック向けに係わらず、マルチメディア放送の受信機能を標準搭載することの検討が必要と考えられる。</p>



2009年8月10日

意見書

総務省情報流通行政局 放送政策課 御中

「携帯端末向けマルチメディア放送の実現に向けた制度整備に関する基本的方針（案）」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

以上

別紙

<p>1. 全体的な方針 (1) 実現する放送</p>	<p>国民が公平で同一の放送（情報）を受信できるよう、携帯端末向けマルチメディア放送は、①全国向け放送及び②地方ブロック向け放送の双方が受信可能な携帯端末の普及に努めるべきである。</p>
<p>1. 全体的な方針 (2) 参入の枠組み</p>	<p>限られた周波数を利用して複数の者が放送番組を提供する者として参入することができるよう、できる限り多くの委託放送事業者が参入できる制度とするべきである。</p>
<p>3. 委託放送業務に認定に係る制度整備 (2) 認定の審査⑥いわゆるコマースャルやショッピング番組等の占める割合</p>	<p>昨今、通信販売の利用者数は、着実に増加、浸透しており、TVショッピング番組についても、その利便性、一斉同報性から、そのニーズは高く、放送コンテンツとして国民に広く受け入れられていると認識する所である。</p> <p>また、携帯端末からのeコマース利用者も増加しており、ショッピングコンテンツは、映像、音声、データ放送等と柔軟に組み合わせがしやすく、マルチメディア放送との親和性の非常に高い放送コンテンツと考える。</p> <p>さらに、携帯端末を利用したマルチメディア放送におけるTVショッピング収入は、受託放送事業者の収入増加に繋がり、事業計画の確実性を高め、携帯端末向けマルチメディア放送の早期普及に繋がると考える。</p> <p>以上の理由より、ショッピング番組等の占める割合は、比較審査における認定基準外とするべきであると考えます。</p>
<p>その他</p>	<p>メディア産業では国際化がより進行しており、開かれた市場環境こそが今後の情報産業にも必要である。外資規制の実施は妥当でないと考えます。</p>